

(設置)

**第1条** 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第6条の2第1項及び第11条第2項の規定に基づき、廃棄物を埋立て処理するため、紀南広域廃棄物最終処分場（以下「最終処分場」という。）を田辺市稲成町2670番地に設置する。

(定義)

**第2条** この条例における用語の定義は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係市町 紀南環境広域施設組合同規約(平成25年規約第1号)第2条に掲げる市町をいう。
- (2) 関係市町等 紀南環境広域施設組合同規約第2条に掲げる市町及び東牟婁郡北山村をいう。
- (3) 一般廃棄物 法第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。
- (4) 産業廃棄物 一般廃棄物と併せて処理することができる法第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、規則で定めるものをいう。
- (5) 中間処理廃棄物 関係市町において排出された一般廃棄物又は関係市町等において排出された産業廃棄物について焼却、破碎等の中間処理を行ったものをいう。

(使用料)

**第3条** 排出事業者（産業廃棄物を中間処理した事業者をいう。）は、中間処理廃棄物のうち産業廃棄物の処分に関し、法第13条第2項に規定する費用（以下「使用料」という。）を納付しなければならない。

2 使用料は、別表のとおりとする。

3 管理者は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(搬入制限)

**第4条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、最終処分場への搬入を禁止することができる。

- (1) この条例その他関係法令に反し、又は管理者の指示に従わないとき。
- (2) 中間処理廃棄物以外の廃棄物が搬入されようとしたとき。
- (3) 最終処分場の維持管理上必要があると認めるとき。

(損害賠償)

**第5条** 搬入者（規則で定める中間処理廃棄物を搬入できる者をいう。）は、故意又は過失により最終処分場の施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(立入検査)

**第6条** 管理者は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要な場所に立ち入り、必要な検査を行わせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(技術管理者の資格)

**第7条** 法第21条第3項に規定する条例で定める技術管理者の資格は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第17条第1項に定める資格とする。

(委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、令和3年5月1日から施行する。

別表（第3条関係）

品 目	使用料
燃え殻	10キログラムにつき 209円
汚泥	10キログラムにつき 209円
廃プラスチック類	10キログラムにつき 220円
ゴムくず	10キログラムにつき 154円
金属くず	10キログラムにつき 154円
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	10キログラムにつき 154円
がれき類	10キログラムにつき 154円
鉍さい	10キログラムにつき 209円
ばいじん	10キログラムにつき 209円
その他の産業廃棄物	10キログラムにつき 220円

### 備考

- 搬入量が10キログラム未満のときは、10キログラムとみなす。
- 搬入量が10キログラムを超えるときは、5キログラム未満の端数は切り捨てるものとし、5キログラム以上10キログラム未満の端数は、10キログラムとして計算する。